

公 示

下記のとおり、「知」の集積による産学連携推進事業のうち研究開発プラットフォーム運営等委託事業にかかる企画競争参加者を募集します。

記

1 件名

「知」の集積による産学連携推進事業のうち研究開発プラットフォーム運営等委託事業

2 参加資格

参加資格は、次の（１）～（６）の全ての要件を満たす者とする。

なお、単独で対象事業を行えない場合には、適正な委託事業を遂行できる共同事業体（対象事業を共同して行うことを目的として複数の共同事業実施者により構成される組織をいう。）として参加することができる。

その場合、企画書等の提出時までには共同事業体を構成し、企画書の提案者となる代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。

なお、共同事業体の代表者が、（１）～（６）の条件を満たす必要がある。

さらに、共同事業体として企画競争に参加する場合は、契約までに共同事業体の結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し締結すること。また、協定書の作成に当たっては、業務分担及びその考え方並びに実施体制についても、明確に記載すること。

- （１） 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当しない者であること。
- （２） 予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
- （３） 平成２８・２９・３０年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」の等級に格付けされた者であること。（競争参加資格のない者は、企画書提出までに競争参加資格の申請を行うとともに、２次（ヒアリング）審査までに競争参加資格を取得すること。）
- （４） 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- （５） 法人格を有すること。
- （６） 研究開発プラットフォームの管理運営機関として届出がされていること。

なお、産学官連携協議会の入会申込み及び研究開発プラットフォームの届出については、産学官連携協議会事務局（（株）リベルタス・コンサルティング、電話 03-3556-6360）へ問い合わせること。

3 契約候補者の選定方法

「知」の集積による産学連携推進事業のうち研究開発プラットフォーム運営等委託事業に係る企画競争応募要領に基づき提出された企画書等において書面審査及びヒアリング審査を行い、得点の合計を平均した点が高い企画書の提案者から順に予算の範囲内で選定し、契約候補者とする。

4 契約条項を示す場所、説明書を交付する場所及び期間

- （１） 日時：平成 29 年 7 月 28 日（金）～平成 29 年 8 月 30 日（水）

9:00～12:00、13:00～17:00

- （２） 場所：農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター総務課用度係

5 説明会の開催

- (1) 開催日時：平成 29 年 8 月 8 日(火) 14:00 ～
- (2) 開催場所：東京都千代田区霞が関 1-2-1
農林水産省第 3 特別会議室（本館 7 階、ドア No.本 714）

6 企画書等の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限：平成 29 年 8 月 30 日(水) 17:00
- (2) 提出先：茨城県つくば市観音台 2-1-9
農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター総務課用度係

7 審査の実施

- (1) 「知」の集積による産学連携推進事業のうち研究開発プラットフォーム運営等委託事業の企画審査について」に基づき、書面審査及びヒアリング審査を経て、予算の範囲内で契約候補者を選定する。
- (2) ヒアリング審査は平成 29 年 9 月 27 日(水)に農林水産省本省において実施する。ヒアリング審査の会場、説明時間、出席者数の制限等については、ヒアリング審査の対象になった者に対して、9月中旬に直接連絡する。
- (3) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。なお、「次世代のプロデューサー人材の育成」の実施を希望する場合は、次世代のプロデューサー人材の出席を必須とする。
- (4) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

8 企画案の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者の企画書等は無効とする。

9 その他

本公示に記載なき事項は、「知」の集積による産学連携推進事業のうち研究開発プラットフォーム運営等委託事業に係る企画競争応募要領による。

以上、公告する。

平成 29 年 7 月 28 日

支出負担行為担当官
農林水産技術会議事務局
筑波産学連携支援センター
センター長 島津 久樹

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)が制定されています。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施します。詳しくは、当省のホームページ(http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)をご覧ください。